

令和4年度「文化創造イノベーション推進事業」実施業務委託仕様書

1 業務名称

令和4年度「文化創造イノベーション推進事業」実施業務

2 事業期間

協定書締結の日から令和5年3月31日まで

3 業務の目的

関西広域連合では、2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）の開催を関西文化の魅力を国内外に発信する絶好の機会であることから、関西で活躍しているアーティストと関西の企業との共創を促すことで、新たな文化創造による関西各地の文化力向上と地域活性化につなげる取組を推進している。

本事業は、アーティストと関西の企業とが共創する仕組みの構築に向けて、実践的な活動を通して課題を明らかにし、必要な助言等を行うことを目的とする。

4 業務の概要

(1) アーティスト（以下、受託者と言う）と関西の企業との共創による新たな作品制作・展示の実践及び実践を通じた受託者側からの共創の仕組み構築に向けた課題整理と助言

ア 受託者とマッチングが成立した企業による新たな文化芸術作品の制作から展示行事の開催を実践的に実施する。

イ 上記の実践を通じた受託者から共創の仕組み構築に向けた課題整理と助言を次の段階ごとに行う。

- ・受託者と企業がマッチングする段階における課題
- ・受託者と企業が共創する段階における課題
- ・受託者と企業が作品を展示・披露する段階における課題

ウ 上記ア及びイの実施に当たって必要な業務を行う。

5 納品物及び納期

受託者は発注者に対し、業務が完了したときは、事業期間末までに、完了報告書1部（任意様式、A4・両面印刷）を提出する。

6 留意事項

(1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し協議を重ねながら適正に履行する。

(2) 本業において知り得た情報を、情報開示当事者の書面による承諾なく、本協定に係

る秘密情報を開示又は漏洩してはならない。なお、以下の情報はこの限りでない。

ア 開示された時点で、既に世に知られている公知な情報

イ 開示後に、情報受領者の責任ではない事由により公知になった情報

ウ 開示された時点において、既に情報受領者が取得していた情報

エ 開示後に、正当な権限をもった第三者から開示された情報

オ 情報受領者が、情報提供者とは無関係に、独自に開発した商品やサービス、技術などに関する情報

カ 裁判所の命令や法令によって開示すべき義務がある情報

(3) 成果品については、受託者が所有権その他の著作権を有することとする。ただし、発注者が事業の趣旨に沿う範囲で行う広報活動等に使用する場合は、この限りではない。

(4) 成果品作成に当たり、知的財産権等に係る使用料等が発生しないことを保証する。